

消 防 警 備 計 画

海田町立海田小学校

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この計画は、消防法第 8 条第 1 項及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき（安芸郡海田町立海田小学校）の防火管理業務について必要な事項を定め火災等の災害の予防及び人命安全確保並びに被害の防止を図ることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第 2 条 この校の計画は、（安芸郡海田町立海田小学校）に勤務し又は、出入りするすべての者に適用する。

(防火管理者の権限と業務)

第 3 条 防火管理者は（浅雄 雅子）とし、この計画についての一切の権限を有し次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の作成及び変更
- (2) 消火、通報、避難誘導訓練等の実施及び指導
- (3) 建物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検検査の実施及び監督
(別紙 1 参照)
- (4) 消防用設備等の点検整備の実施及び監督（別紙 1 参照）
- (5) 火気の使用又は、取扱に対する指導監
- (6) 収容人員の管理
- (7) 消防機関への法令にもとづく報告、届出及び連絡
- (8) 管理権限者に対する助言及び報告並びにその他防火管理上必要な業務

(消防機関への報告及び連絡)

第 4 条 防火管理者は、次の業務について消防機関へ報告、届出及び連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の届出（変更の都度）
- (2) 建築物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡並びに法令に基づく諸手続き
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告

(防火管理者への連絡事項)

第 5 条 次に掲げる事項を行おうとする者は、事前に防火管理者に連絡し、防火管理上必要な指示を受けなければならない。

- (1) 指定場所以外で臨時に火気を使用するとき
- (2) 各種火気使用設備器具を設置又は変更するとき
- (3) 改装，模様替え等を行うとき
- (4) その他防火管理上必要な事項

第2章 予 防 管 理 対 策

(予防管理組織)

第6条 日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため，防火管理者のもとに，任務内容を次のように定める。

- (1) 火気使用設備器具，電気設備器具を使用する前後の安全確認
- (2) 消防用設備等の維持管理
- (3) 階段，通路には避難の障害となる物品を置かないこと
- (4) 防火戸は，常時閉鎖できるよう，その機能を有効に保持すること
- (5) その他火災予防上必要な事項

2 震災時の火災予防

- (1) 火気使用設備器具の転倒，落下防止措置
- (2) 物品等の落下，倒壊の防止措置
- (3) 震災に備えて，食料品，飲料水，衣類，毛布，携帯ラジオ，懐中電灯，医療品等の準備
- (4) その他地震災害に必要な事項

(消防用設備等の点検報告)

第7条 防火管理者は，消防用設備等の機能を維持管理するために，消防設備士又は，消防用設備点検資格者に，別に定める点検表に基づき点検を実施し点検結果については3年に1回広島市安芸消防署長に報告する。

第3章 火 災 予 防 措 置

(教職員の一般遵守事項)

第8条 教職員は，日常業務を通じて各種災害を防止するため，次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 避難階段，通路，教室等には避難上支障となる物品を置かないこと
- (2) 消防用設備等の周囲には装飾等をせずその機能を阻害しないこと
- (3) 校舎及び敷地内は，全面禁煙とすること
- (4) 防火戸，防火シャッター周辺には障害物を置かないこと
- (5) 火災を発見した場合は，消防機関（119）に通報するとともに，防火管理者に連絡し，災害時の活動計画に定める任務分担により適切な行動をとること

(火気等の使用制限等)

第9条 防火管理者は次の事項について指定又は制限することができる。

- (1) 禁煙禁止場所及び喫煙場所の指定 (本校では, 校舎・敷地内全面禁煙)
- (2) 火気使用設備器具等の使用禁止場所及び使用場所の指定
- (3) 危険物, 火薬等の持込の禁止又は制限
- (4) 工事中の火気使用の禁止又は制限
- (5) 火災警報発令時等における火気使用禁止又は制限

(火気等の使用時の遵守事項)

第10条 火気等を使用するものは次の事項を遵守しなければならない。

- (1) ガスコンロ, 電熱器等の火気使用設備器具は指定された場所以外では使用しないこと
- (2) 火気使用設備器具を使用するときは使用前に器具の点検を行うとともに可燃物の周囲では使用しないこと
- (3) 校舎及び敷地内では, 全面禁煙とすること
- (4) 就業時には, 後始末を完全にすること

(工事人等の遵守事項)

第11条 敷地内で工事等を行う者は, 事前に工事計画等を防火管理者へ提出し, 火災予防上必要な指導を受けるとともに, 次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 溶接等の火気を使用して工事を行う場合は, 消火器等を配置すること
- (2) 指定された場所以外では, 焚き火を行わないこと (校舎及び敷地内では, 全面禁煙)
- (3) 危険物類の持込又は使用については, その都度防火管理者の承認を得ること
- (4) 火気管理は作業所ごとに責任者を指定して行うこと

第4章 自衛消防活動対策

(自衛消防活動)

第12条 火災発生, その他の災害が発生した場合は, その被害を最小限度にとどめるため, 次のとおり自衛消防組織を編成する。

◆ 本部

- ☆ 隊長 (学 校 長)
- ☆ 副隊長 (防 火 管 理 者)
- ☆ 補 佐 (保 健 主 事)
- ☆ 連絡係 (事 務)
- ☆ 情報収集 (情報教育担当)

◆ 分担

☆ 避難誘導班・・・各学級担任

☆ 児童班・・・1・2年担任，3・4年担任，5・6年担任
特別支援学級担任

☆ 消火班・・・専科1

☆ 警戒班・・・専科2

☆ 搬出班・・・事務・用務

☆ 救護班・・・養護教諭・図書司書・栄養士

※ 児童の安全避難を最優先にし，その後それぞれの部所につく。

(1) 避難誘導

(2) 安全確認

(3) (海田中グラウンド)への誘導の決定

(4) (海田南小グラウンド)への誘導の決定

(5) 児童の誘導は，児童班で行い，救護班も児童管理につくこと
消火・警戒・搬出班は，指示によりその任につくこと

◆ 避難時の注意事項

- ① 左手で口，右手で左腕を抑える。口を閉じ静かに指示どおり行動する。
- ② 荷物(学用品)履物は，そのまま避難する。
- ③ 窓は，閉めて出る。
- ④ 学年の避難場所に到着したもののから順に2列縦隊に並ぶ。

◆ 誘導上の注意

- ① 避難信号(非常ベル)を耳にしたら，直ちに授業を中止して指示を待つ。
- ② 「起立，通路はどこ，どこに集合，避難開始。」学級を誘導，居残りの有無を確認。急いで，先頭に立つ。
- ③ 階段の合流点では，特に注意し交通整理に当たる。
- ④ 教師が人員点呼をし，児童数を教頭に報告，教頭は校長に報告する。
- ⑤ 名簿を持って出る。

(避難経路図等)

第13条 自衛消防隊長は、人命安全を確保するため消防設備等の設置及び屋外へ通じる避難経路を明示した避難経路図を作成し、教職員すべてに周知徹底しなければならない。(別紙2・3・4・5・6・7・8参照)

第5章 震 災 対 策

(震災予防措置)

第14条 震災時の被害を予防するため第3章に定めるほか次のことを行う者とする。

- (1) 建物、建物に付随する施設及び物件の倒壊、落下の有無の検査
- (2) 火気使用器具の転倒、落下防止及び自動消火装置、燃料等の自動停止装置等についての作動状況の検査
- (3) 危険物類の転倒、落下、浸水等による発火防止の措置

(地震後の安全措置)

第15条 各火元責任者は、地震後、建物、火気使用器具等の点検、検査を行い防火管理者に報告し、その安全を確認後、使用を開始すること。

(地震時の活動)

第16条 地震時の活動は、第4章によるほか、次の措置を行う。

- (1) 火災が発生した場合は、全力をあげて消火に当たること
- (2) 防火管理者は、被害状況を放送等により全教職員に把握させるとともに必要な事項を指示すること。又関係防災機関から積極的に収集すること
- (3) 一次避難場所は【海田町立海田小学校運動場】
- (4) 地震に伴う津波発生による避難場所は【海田町立海田南小学校運動場】。
- (5) 広域避難場所への避難開始は、防災関係の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行うこと

(南海トラフ地震防災対策)

第17条 南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る防災対策については、別記「南海トラフ地震防災規程」において定めるものとする。

第6章 防災教育及び訓練

(防災教育の実施)

第18条 防火管理者は、次により防災教育を行うものとする。

- (1) 消防計画の周知徹底
- (2) 火災予防上の遵守事項
- (3) 教職員各自の任務及び責任の周知徹底
- (4) 震災対策に関する基本的事項

(訓練の実施)

第19条 防火管理者は、次により訓練を実施するものとする。

- (1) 総合訓練
 - ア 消火、通報、避難誘導を連携して行う訓練を各学期に一回ずつ実施し、必要と認める場合は消防機関への指導を要望すること
- (2) 部分訓練
 - ア 消火訓練～消火器具の取扱要領の習熟を図り初期消火訓練を行うこと
 - イ 通報訓練～消防機関への通報要領及び災害時の連絡体制の習熟を図ること
 - ウ 避難訓練～避難誘導要領及び避難器具の設定要領の習熟を図ること

(訓練の実施報告)

第20条 防火管理者は、自衛消防訓練を実施する場合は広島市安芸消防署に通知するものとする。

第7章 盗難予防

第21条 給食費・諸費は口座引き落としにする。

第22条 各自のコンピュータは、個人情報が出漏れないようパスワードを設定する。

第23条 やむを得ず個人情報を学校外に持ち出す場合は、校長の許可を得て「個人情報持ち出し簿」に記載し、返却後は速やかに報告すること。

第24条 公金は所定の金庫に鍵をかけて保管する。個人の現金も鍵のかかるところに保管する。

第25条 鍵を持ち出すときは黒板に記録し、返却後は記録を消す。

第26条 児童に対して学習に必要なものや金銭を持ってこないよう学級指導をし、学級懇談会や通信等で徹底を図る。

第27条 学校備品等については、使用後は決められた場所で保管する。備品担当者は備品の所在を確認する。

付則

この消防警備計画は、令和元年5月1日から施行する。

自主点検表

消防用設備等	点検実施月		消防用設備等	点検実施月	
消火器	8月	2月	誘導灯設備	8月	2月
屋内消火栓設備	8月	2月	防火, 排煙設備	8月	2月
自動火災報知設備	8月	2月			
漏電火災警報設備	8月	2月			
避難器具設備	8月	2月			

点検対象	点検実施月		点検対象	点検実施月	
建物	8月	2月			
電気設備	8月	2月			